

1. 件名：亀裂解釈の改正における超音波探傷試験の探傷不可能範囲に関する面談

2. 日時：令和3年9月30日 15時00分～16時30分

3. 場所：原子力規制庁2階会議室（TV会議システムを利用）

4. 出席者

原子力規制庁原子力規制部 検査グループ 専門検査部門

上田企画調査官、森田上席原子力専門検査官、

南川主任原子力専門検査官、堀間係員

東京電力ホールディングス（株）

原子力設備管理部 設備技術グループ グループマネージャ 他2名

関西電力株（株）

原子力事業本部 保全計画グループ リーダー 他2名

四国電力（株）

本店 設備保全グループ 副リーダー 他4名

九州電力（株）

原子力発電本部 原子力設備グループ 副長 他1名

原子力エネルギー協議会 副長

5. 要旨

○電力事業者各社より、7月21日に改正した「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」（原規技発第1408063号。以下「亀裂解釈」という。）における「オーステナイト系ステンレス鋼溶接金属部を透過させる探傷」の対応について、資料に基づき説明があった。

- ・オーステナイト系ステンレス鋼配管溶接部に対する溶接金属部を透過させる探傷を実施する範囲の考え方
- ・個別評価フロー（応力腐食割れ、低サイクル疲労）
- ・探傷試験の適用時期
- ・技術基準規則の改正と検査への反映タイミング

○原子力規制庁から、亀裂解釈は従来から代替措置の要否判断ではなく実施を求めているため、個別評価フローの見直しを求めた。

また、技術基準規則の改正と検査への反映のタイミングについて、各プラン

トの状況により個別に判断する必要があるが、検査が実施可能な時期であれば、最新の技術基準に適合していることを事業者として確認する必要があると考えている旨を伝えた。

○原子力規制庁から、事業者とのコミュニケーションについて、技術評価の段階からオープンな場も設定されており、また、パブリックコメントも実施していることから、疑問等があれば積極的に活用するよう伝えた。

○電力事業者各社より、今後検討していく旨の回答があった。

6. その他

資料：「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」の改正における、超音波探傷試験の探傷不可能範囲に関する対応について

以上